

日本ビジネス協会規約

第 1 章 総 則

第 1 条（名称）

本会は、日本ビジネス協会と称し、英文にては、Japan Business Consortium（JBC）と記す。

第 2 条（事務所所在地・本会の運営する施設）

- 1 本会の事務所は、東京都港区新橋 1 丁目 7 番 1 号に置く。
- 2 本会の運営する施設は、JBC 銀座サロン及び JBC ビジネスラウンジでそれぞれ以下の所在地に置く。
JBC 銀座サロン、東京都中央区銀座 8 丁目 6 番 2 1 号
JBC ビジネスラウンジ、東京都港区新橋 1 丁目 7 番 1 号

第 2 章 目的及び事業

第 3 条（目的）

本会は、会員間、更には会員と各会員の推薦にかかる事業経営者またはこれに準ずる者との間での情報交換及び相互交流の援助・促進、各会員への情報提供、並びにかかる情報交換・相互交流その他各会員の事業活動のための施設の提供を通じ、各会員及び会員間の事業活動を発展させ、積極的に社会に貢献することを目的とする。

第 4 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）情報交換及び相互交流のための施設としての第 2 条第 2 項記載の飲食店の運営
- （2）上記（1）号記載の施設以外の、情報交換・相互交流その他会員の事業活動のために利用しうる施設の運営
- （3）研究会、講演会、討論会、座談会の開催
- （4）会員間の情報交換及び相互交流、並びに会員の事業活動全般の援助
- （5）他の公的・私的機関との連絡及び協力
- （6）その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条（会員）

- 1 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者で、会員の推薦を得て、理事会において理事全員によって承認された、事業経営者またはこれに準ずる者、または上場企業もしくはこれに準ずる企業の役員とする。なお、承認されなかった場合の事由等は一切開示しないものとする。
- 2 会員として入会を希望する者は、本会が定める入会申込書により、理事長に申し込むこととする。
- 3 会員は、以下の正会員及び準会員とビジネスラウンジ会員とに区分し、またそれぞれ、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に居住しまたはその経営にかかる事業の主たる事業所をおく首都圏会員と、それ以外の地方会員とに区分する。

正会員 総会における議決権、分科委員会の委員となる資格その他本会の運営に参加する権利を有し、また原則として無料により第2条第2項に定める本会の運営施設双方を利用できる会員

準会員 総会における議決権、分科委員会の委員となる資格その他本会の運営に参加する権利を有さず（但し、第23条及び第24条に定める場合を除く）、原則として無料により第2条第2項に定める本会の運営施設双方を利用できる会員

ビジネスラウンジ会員

総会における議決権、分科委員会の委員となる資格その他本会の運営に参加する権利を有さず（但し、第23条及び第24条に定める場合を除く）、第2条第2項に定める本会の運営施設のうちビジネスラウンジのみを利用できる会員

第6条（入会金及び会費）

会員は、理事会の定めるところにより、次の入会金及び会費を納入しなければならない。但し、かかる入会金及び会費は、理事会の決議により、一定の合理的な基準を定めて減額することができる。

（1）入会金

正会員 金1,000,000円

但し、2014年11月30日以前に入会した正会員については、金500,000円を出資金とする

準会員（ただし、2025年3月1日付で新たな入会を廃止）

金500,000円

ビジネスラウンジ会員 金700,000円

(2) 会費

正会員

首都圏会員 月額金 84,000 円

地方会員 月額金 60,000 円

準会員

首都圏会員 月額金 84,000 円

地方会員 月額金 60,000 円

ビジネスラウンジ会員

首都圏会員 月額金 45,000 円

地方会員 月額金 45,000 円

第7条 (変更の届出)

会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名もしくは住所、またはその経営にかかる事業の名称もしくは本会に届け出た主たる事業所の所在地その他連絡先を変更したとき
- (2) その経営にかかる事業の全部または一部を休止または廃止したとき

第8条 (地位譲渡等禁止)

- 1 会員は、その会員としての地位その他本会に対する権利を、第三者に譲渡し、または質入その他担保に供してはならない。
- 2 前項にかかわらず、会員は、事前に理事会の承諾を得た場合には、当該会員の所属する法人・団体に所属する者に対し、本会に対する権利を譲渡することができる。ただし、名義変更に係る手続費用として、金200,000円を納入しなければならない。

第4章 機 関

第9条 (役員)

本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名以上
- (3) 理 事 10名以上
- (4) 監 事 1名以上
- (5) 名誉会長・会長・相談役・名誉理事 必要に応じて

第10条 (役員の選任及び解任)

- 1 理事及び監事は、正会員中他の正会員の推薦を得た者から、理事長及び副理事長が候補者を決定、総会においてその決議により選出する。また、総会は理事及び監事をその決議により解任することができる。

- 2 前項により理事の候補者とされたものは暫定理事とし、次の総会まで理事としての権利・義務を有する。
- 3 理事長、副理事長、名誉会長、会長、相談役及び名誉理事は、理事会においてその決議により選出する。また、理事長、副理事長、名誉会長、会長及び名誉理事を理事会の決議により解任することができる。

第 11 条（役員の任期）

- 1 理事及び監事の任期は、就任後 1 年内の決算期につき開催された定時総会の閉会のときまでとする。
- 2 前任者の途中で選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、再任されることを防げない。

第 12 条（理事長）

- 1 理事長は、会務を執行し、理事会を組織し、また本会を代表する。
- 2 理事長が欠けたときまたは事故その他理事長の職務を行えない事由あるときは、理事会の予め定める順序に従い、副理事長がその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の承認を得て、事務局長を定め、日常の業務の執行を委任することができる。

第 13 条（総会）

- 1 総会は、第 23 条、第 24 条に定める総会員をもって構成すべき場合を除き、正会員をもって構成し、本規約に定める事項を決定するものとし、毎決算期より 2 ヶ月以内に開催する定時総会と、必要に応じて招集される臨時総会とする。
- 2 総会は、理事会の決議により、理事長が招集し、議長を務める。
- 3 正会員の 3 分の 1 以上の者が、会議の目的たる事項を示して総会の開催を請求したときは、理事長は、2 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、会議の目的たる事項を示し、開催日より 2 週間前に正会員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 5 総会は、正会員またはその委任を受けた者による正会員総数の 3 分の 1 の出席がなければ、開催することはできない。但し、各正会員は、書面により、他の正会員にその議決権の行使を委任することができ、この場合には、これを出席したものとみなす。
- 6 総会においては、出席した正会員の過半数をもって決する。
- 7 全ての総会は議事録を作成し、理事長並びに理事長指名の出席者 2 名が署名または記名捺印する。

第 14 条（理事会）

- 1 理事会は、理事をもって構成し、本規約に定める事項その他本会の運営に関する

重要事項を決定する。

- 2 理事長は、定期的に、かつ必要に応じて理事会を招集し、議長を務める。
- 3 理事の 3 分の 1 以上の者が、会議の目的たる事項を示し理事会の開催を請求したときは、理事長は、2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会においては、出席した理事の過半数をもって決する。
- 5 全ての理事会は議事録を作成し、議長及び議長指名の出席者 2 名が署名または記名捺印する。

第 14 条の 2（名誉理事）

- 1 名誉理事を選任する場合には、本会を設立した者又は理事長経験者の中から選任するものとする。
- 2 名誉理事の氏名は、名誉理事の名称を付した上で、理事一覧に記載する。
- 3 名誉理事の会費は無料とする。ただし、名誉理事に対する出資金の払戻しは行わない。
- 4 名誉理事は、正会員と同一の条件で、第 2 条第 2 項記載の飲食店を利用することができる。
- 5 名誉理事は、会員紹介、重要なイベントへの参加、重要事項決定の相談等本会の運営に協力する。

第 15 条（分科委員会）

- 1 本会には、理事会の決議により、本会の運営上必要な分科委員会を置くことができる。
- 2 分科委員会の委員長は、理事の中から理事会の決議により決定し、委員は、正会員の中から理事会の同意を得て委員長が指名する。
- 3 委員の任期は就任後 1 年内の決算期につき開催された定時総会の閉会のときまでとし、再任を妨げない。
- 4 分科委員会における決議は、全て理事会の決議による承認を得なければならない。

第 16 条（顧問）

- 1 本会には、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、正会員の推薦により、理事会の決議を経て、理事長が囑託する。

第 5 章 運 営

第 17 条（運営の資金）

本会は、会員の入会金及び会費、並びに事業及び財産から生ずる収入その他の収入により運営する。

第 18 条（運営施設）

- 1 本会において運営する施設は、第 4 条記載の趣旨に従い、理事会の決議により決定するものとし、また、必要な場合には併せて運営の委託先についても決定を行うものとする。
- 2 理事会は、その決議により、本会の運営施設の利用その他の事項につき、個別的な利用規定を定め、これを改廃し、その他運営・利用の方法等について決定を行うことができる。

第 6 章 会 計

第 19 条（監査及び承認）

- 1 監事は、本会の会計を監査する。
- 2 決算は、監事の監査を受け、定時総会の決議による承認を得なければならない。

第 20 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日迄とする。

第 7 章 会員資格の得喪及び除名

第 21 条（退会）

- 1 会員は、理事長に対して書面による退会の意思表示を行うことにより、何時でも自由に本会を退会することができる。但し、この場合にも既に支払われた入会金及び会費は、次項に記載する場合を除き一切返還しないものとし、また既に支払期の到来した未納会費についてはその支払義務は免れないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、入会金のうち、第 6 条（1）号に定める正会員の出資金に相当する金 500,000 円については、この金額を限度として、本会の財産を基準とした理事会の定める一定の基準により、一部を払戻すことがある。ただし、除名による場合、その払戻しは行わない。

第 22 条（除名）

- 1 理事会は、会員が下記に定める事由のいずれかに該当したとき、理事会における出席理事の 3 分の 2 以上の同意をもって当該会員を除名することができる。

記

- （1） 会費を未納した場合
- （2） 本規約または理事会の定める規定に違反した場合
- （3） 本会の名誉を棄損した場合
- （4） 本会の趣旨に違反し、又は、本会の会員として不適切な行為をし（以下総

称して「不適切行為」という)、理事会が書面で警告したにもかかわらず、定められた期間内に不適切行為が改められない場合

- 2 前項により会員を除名する場合、当該理事会の会日の1週間前に会員に通知することを要し、会員が希望する場合には、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

第22条の2（暴力団等反社会勢力の排除）

- 1 暴力団等反社会勢力に該当する者は本会に入会することができない。
- 2 暴力団等反社会勢力に該当することが判明した者は、前条の規定により除名処分とする。
- 3 本会に入会を希望する者は、当会が定める「暴力団等反社会勢力ではないことに関する表明・確約書」において、暴力団等反社会勢力ではないこと等を表明し署名・捺印しなければならない。

第8章 規約の変更及び解散

第23条（規約の変更）

- 1 本規約は、会員またはその委任を受けた者による総会員数（準会員及びビジネスラウンジ会員を含む）の過半数の出席がなされた総会において、出席会員（準会員及びビジネスラウンジ会員を含む）の3分の2以上の同意により、総会の決議がなされなければ、これを変更することができない。但し、第13条5項但書記載の方法に従った委任による出席及び議決権の行使を妨げない。
- 2 前項の場合、準会員及びビジネスラウンジ会員に関する招集手続並びに出席及び議決権の行使についても、第13条4項及び同条5項但書を準用する。

第24条（解散）

- 1 本会は、総会員（準会員及びビジネスラウンジ会員を含む）の3分の2以上の同意により総会の決議がなされなければ解散することはできない。但し、第13条5項但書記載の委任による議決権の行使を妨げない。
- 2 前項の場合、準会員及びビジネスラウンジ会員に関する招集手続並びに出席及び議決権の行使についても、第13条4項及び同条5項但書を準用する。
- 3 前2項に従い解散がなされた場合、本会の正味財産を正会員に按分により払い戻すこととする。

付 則

第 1 条（効力発生日）

本規約は、本規約の採用に先立ち本会への入会を申し込んだ者の総数の過半数の出席がなされた、本規約採用のための総会（以下、「規約採用総会」という）において、出席者の 3 分の 2 以上の同意により、本規約の採用を決議した日より有効とする。但し、本規約本文第 13 条 5 項但書記載の委任による議決権の行使を妨げない。

第 2 条（規約採用総会）

- 1 本規約第 5 条及び第 10 条の規定にかかわらず、本規約の効力発生日における本会の会員は、前条記載の規約採用総会に先立ち本会に入会を申し込み、かつ、同総会において本会の会員であることを前条記載の定足数及び決議要件に従い確認された者とし、理事、理事長、監事及び顧問は、同総会において前条記載の定足数及び決議要件に従い選出された者とする。
- 2 本規約の各規定にかかわらず、規約採用総会においては、本規約の効力発生日前の本会の活動からの会計の引継ぎ、本規約本文第 12 条 3 項記載の事務局長、並びに本規約本文第 18 条記載の本会の運営する施設等とその利用規定についても、前条記載の定足数及び決議要件に従い決議を行うものとする。